最終更新日：2016年6月28日
明治電機工業株式会社
代表取締役社長 林　正弘
問合せ先：企画部 広報課　052-451-7723
証券コード：3388
http://www.meijidenki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「信頼 すべては人から始まる　お客様と共に 従業員と共に 社会と共に」という経営理念のもと、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことができる体制を探求・実現していくことが、当社の持続的成長と企業価値の向上を図るうえで最も重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則につきまして、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】
当社は、原則として取引関係に資するものに限り政策保有株式として上場株式を保有することとしております。また、毎年、執行役員以上の役員が出席する経営戦略会議及び取締役会において株式保有の必要性・合理性について検証し、その具体的内容について有価証券報告書において開示します。
なお、当該政策保有株式に係る議決権の行使については、発行会社の持続的成長と企業価値の向上に資するかという観点から個別に判断しております。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社は、自社役員との取引については認めておりません。主要株主との間で取引を行う場合には、他の一般取引と同様、市場価格等を十分に勘案し、取引に関するルールを定めた社内規程・マニュアルに基づき適正な手続きを経て取引を行っております。また、社内規程・マニュアルの遵守については、内部監査を実施する内部監査室との連携などを通じて取締役会は適切に監視を行っております。

【原則3－1. 情報開示の充実】
(1)自社ホームページや決算説明会資料などを通じて、経営理念、事業指針、経営戦略、中期経営計画を開示しております。
(2)自社ホームページや有価証券報告書などを通じて、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を開示しております。
(3)有価証券報告書にて、役員報酬を決定するに当たっての方針と手続を開示しております。
(4)取締役7名の内3名の独立社外取締役を含む取締役会において、当社の経営理念や経営戦略を実現する上で適任と考える者を、個人の資質・経験・実行力や役員構成のバランス・多様性等様々な観点から議論を行い、最終的には取締役会決議によって候補者として指名を行っております。なお、監査等委員である取締役の候補者の指名には常勤1名及び独立社外取締役3名の計4名の監査等委員である取締役で構成される監査等委員会の同意を得て、それ以外の取締役の候補者の指名には監査等委員会の意見を踏まえて行うこととしております。
(5)株主総会招集通知にて、取締役の個々の指名の説明を行っております。
（経営理念、事業指針：http://www.meijidenki.co.jp/ja/company/philosophy.html）
（中期経営計画：http://www.meijidenki.co.jp/ja/ir/strategy.html）
（決算説明会資料：http://www.meijidenki.co.jp/ja/ir/library/briefing.html）
（コーポレートガバナンス：http://www.meijidenki.co.jp/ja/company/governance.html）
（有価証券報告書：「EDINET」http://www.meijidenki.co.jp/ja/ir/library/securities.html　から閲覧できます。）
（株主総会招集通知：http://www.meijidenki.co.jp/ja/ir/general_meeting.html）

【補充原則4－1－1】
取締役会は、取締役会規程に基づき、会社法等の法令に定める事項及びこれに準ずる会社経営にかかわる重要事項について判断・決定しております。他方、経営に関する意思決定の迅速化による経営の効率性を確保すべく、その他の経営に関する意思決定は、広く経営陣に権限を委任しております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、3名の独立社外取締役を選任しており、それぞれ専門的な立場から豊富な経験と幅広い知識に基づいて経営に関する有益な助言・提言をいただいており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する十分な資質を備えていると考えております。
また、取締役会の監督機能の強化によるガバナンスの一層の充実を図るため、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考え、7名の取締役の内3名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の独立性基準について、金融商品取引所が定める独立性基準に該当しないことを前提として、企業経営や会計・法務等の専門的分野で培われた豊富な経験と幅広い知識をもって、自社の経営に多角的な面から積極的に助言・提言できることを要件としております。自社の社外取締役については、それぞれ金融商品取引所が定める独立性基準に該当せず、また経済学に関する広汎かつ専門的な知識と産官学界にわたる深い造詣に基づく経営全般についての助言・提言、弁護士として培われた豊富な経験と幅広い知識に基づく主としてコンプライアンスを確保するための助言・提言、税務の専門家として培われた豊富な経験と幅広い知識に基づく主として経営管理の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいていることから、当社の独立社外取締役の独立性基準の要件を満たしているものと考えております。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、その主要な役割と責務は、本コードが定める(1)経営全体の戦略等の策定、(2)執行側の適切な迅速・果断な意思決定を支える環境整備、及び(3)執行の監督にあり、取締役会の構成は、その役割・責務を実現するのに適する人員・規模とすべきと考えております。かかる考え方に基づき、経営最高責任者、営業担当、企画管理担当の各取締役に監査等委員である常勤の取締役及び経済学、法務、税務等の専門

家である社外取締役3名を加えた計7名で取締役会を構成しております。また、取締役の選任については、取締役会が上記考え方をもとに、監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を得て、それ以外の取締役については監査等委員会の意見を踏まえて候補者を選任することとしております。

【補充原則4－11－2】
当社は、取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を自己の業務に振り向けるべきとの観点から、社外取締役を除く取締役は、関連会社の統制に必要な範囲で関連会社の役員のみを兼任しております。また、社外取締役については、定期的に兼任状況の確認を行い、当社の職務に支障がない合理的な範囲の兼任にとどめていただいております。
取締役の兼任状況の開示につきましては、有価証券報告書において開示しております。
（有価証券報告書：「EDINET」http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/　から閲覧できます。）

【補充原則4－11－3】
取締役会は、本年4月に実施した全取締役及び監査役に対する以下の項目に関するアンケート結果を踏まえて、当事業年度における取締役会全体の実効性について分析・評価を行いましたので、その結果の概要を開示いたします。なお、当社は平成28年6月28日開催の第60回定時株主総会決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
【アンケート項目】
（1）取締役会の構成・運営等に関する実効性
（2）取締役会の役割・責務に関する実効性
（3）監査役及び監査役会の役割・責務に関する実効性
（4）社外役員の役割・責務に関する実効性
（5）株主その他ステークホルダーへの対応に関する実効性
【分析・評価結果の概要】
1．分析・評価内容
監査役及び監査役会がその役割・責務を果たす上で、取締役及び取締役会はその独立性を阻害することなく、適切に協力していることにつき確認しました（3）。また、経営計画・決算情報等の株主等との対話に必要な経営情報を適切に開示・提供し、株主等との対話で得られた意見等を取締役会に適切にフィードバックして経営に活用していることにつき確認しました（5）。
他方、社外役員も参加する取締役会における審議項目と事前に開催される社内の執行役員以上の役員が参加する経営戦略会議における審議項目の多くが重複するため、取締役会の役割と責務が曖昧になっているのではないかという認識を持ちました（1）、（2）、（4）。
2．課題・対応
上記分析・評価内容を受けて、取締役会は、その主要な役割と責務を経営全体の戦略等の策定、執行側の適切な迅速・果断な意思決定を支える環境整備、及び執行の監督にあり、取締役会の構成及び審議項目をそれに適するものにすること、さらには社外取締役をより有効活用することで取締役会の機能の向上を図るべきと考え、次のとおり体制の変更並びに運用の充実を図ることとしました。
◆取締役会の監督機能強化のため、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会が監査等を担う監査等委員会設置会社へ移行すること
◆監督と執行を分離するとともに執行役員制度を見直し、執行役員を各本部における経営の執行の最高責任者として位置づけ、広範な裁量を付与することで経営の機動性を図ること
◆取締役会の審議項目について、その役割と責務を果たす上で必要なものに限定し、重要な経営課題について重点的に審議を行うこと
◆社外取締役に取締役会及び監査等委員会の審議事項は勿論、当社の事業内容等についてもさらに理解してもらい、その見識を当社の経営に活用するための体制及び運用を一層充実させること

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役として、期待される役割・責務を適切に果たすために高い意識をもって自己研鑽に励む者を取締役として選任しており、原則として取締役の自主判断に委ね、会社はそのために必要な支援を行うこととしております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、自社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると思われる株主からの対話（面談）の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応して参ります。また、当社は、株主との建設的な対話を促進するため、（1）企画管理部門の取締役をIR担当取締役として指定し、（2）その統括のもと、IR担当部署である広報部門を始めとして、企画、総務、財務、経理部門等が密に連携をとって株主との適切な対応を行っております。また、（3）個別面談以外に、代表取締役社長及びIR担当取締役が、直接投資家に対し業績や財務報告、自社の経営戦略・計画等説明する投資家説明会を定期的に開催し、（4）株主との対話において把握された意見や懸念については取締役会にて報告・検討し、必要に応じて適切な対応を行うことにより経営に活用しております。なお、（5）株主との対話に際してインサイダー情報が漏洩することを防止するため、内部情報管理規程に基づき情報管理の徹底を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
合同会社ワイコーポレーション	1,220,900	10.11
明治電機工業従業員持株会	528,800	4.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	489,200	4.05
林正弘	360,000	2.98
吉田年章	360,000	2.98
オムロン株式会社	320,000	2.65
三井住友信託銀行株式会社	300,000	2.48
安井博子	295,000	2.44
伊藤秀則	260,000	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	249,800	2.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、2016年3月31日現在のものです。
2. 大株主には上記のほか、当社所有の自己株式610,745株（割合5.06%）があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥野信宏	学者										○	
成田龍一	弁護士											
鬼頭肇	税理士								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥野信宏	○	○	中京大学学術顧問、学校法人梅村学園理事、株式会社名古屋証券取引所社外取締役を兼職しております。	・奥野氏は、経済学に関する広汎かつ専門的な知識と産官学界にわたる深い造詣等に基づいて、独立した客観的な立場から当社の経営に幅広い見地より助言・提言を行っていただけると考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 ・奥野氏は、当社との間に特別な利害関係がなく、東京証券取引所が規定する「独立性基準」に該当しない事から、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。また同氏は、経済学に関する専門的知見を有しており、社外の立場としての客観的な視点から、取締役会の意志決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

成田龍一	○	○	―――	・成田氏は昭和60年に名古屋弁護士会（現愛知弁護士会）に登録し、弁護士として培われた豊富な経験と幅広い知識に基づいて、独立した客観的な立場から主としてコンプライアンスを確保するための助言・提言を行っていただけると考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 ・成田氏は、当社との間に特別な利害関係がなく、東京証券取引所が規定する「独立性基準」に該当しない事から、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。また同氏は、弁護士として専門的知見を有しており、社外の立場としての客観的な視点から、取締役会の意志決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
鬼頭肇	○	○	―――	・鬼頭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、税務の専門家として培われた豊富な経験と幅広い知識に基づいて、独立した客観的な立場から主として経営管理の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけると考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 ・鬼頭氏は、当社との間に特別な利害関係がなく、東京証券取引所が規定する「独立性基準」に該当しない事から、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。また同氏は、税理士として専門的知見を有しており、社外の立場としての客観的な視点から、取締役会の意志決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤しているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会による監査、内部監査及び会計監査を効果的に実施するため、監査等委員会、会計監査人、内部監査部門は定期的に情報・意見交換等を行い、連携を密にとることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員（社外取締役）を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

役員の報酬等は固定給与と利益連動給与の二本立てとしております。
利益連動給与の算定方法は、下記のとおりです。

（算定方法）

◆支給総額の算定方法

1．当期純利益（連結）を算定指標とし、利益連動役員給与を損金経理後の金額とする。
2．当社の役員に対する利益連動役員給与の支給総額は、次のとおりとする。
a.当期純利益（連結）が5億円未満の場合
支給しない
b.当期純利益（連結）が5億円以上10億円未満の場合
当期純利益（連結）×2.0%
c.当期純利益（連結）が10億円以上15億円未満の場合
当期純利益（連結）×2.5%
d.当期純利益（連結）が15億円以上20億円未満の場合
当期純利益（連結）×3.0%
e.当期純利益（連結）が20億円以上の場合
当期純利益（連結）×3.5%（ただし支給総額は1億円を限度とする。）

◆各取締役への配分方法
役位による配分ウェイトを固定化し、株主総会後の取締役会で選任された役員の役位に基づき決定をする。
代表取締役社長2.0、代表取締役副社長1.2、代表取締役専務1.2、 専務取締役1.1、取締役1.0
なお、利益連動給与の支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員であり、業務執行役員でない取締役（社外取締役を含む）は含まない。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、監査役および社外役員に対する報酬等
・取締役（社外取締役を除く） 7名 100,510千円
・監査役（社外監査役を除く） 1名 13,800千円
・社外役員 3名 11,900千円
※取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役の報酬は取締役会の決議で決定し、監査役の報酬は監査役会での協議により決定しております。
なお、取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。監査役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の第39回定時株主総会において年額25,000千円以内と決議されております。なお、平成28年6月28日開催の第60回定時株主総会決議により、当社は監査等委員会設置会社に移行しており、同決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50,000千円以内としております。
また、役員の報酬等に関する基本方針として、優れた人材を確保・維持し、役員として期待される役割を十分に発揮できる水準を勘案しつつ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼をおいた報酬体系とする事としております。
かかる基本方針に基づいて、役員の報酬等は固定給与と利益連動給与の二本立てとしております。
固定給与につきましては、各役員の職位に応じて、経営環境、世間水準及び従業員給与等のバランスを考慮して報酬額を決定しております。
利益連動給与につきましては、平成28年6月28日開催の取締役会において、当社の取締役に対して平成29年3月期において、法人税法第34条

第１項第３号に定める利益連動給与に該当する役員報酬を導入することを決議しております。本決議に際しては監査等委員である取締役全員の同意を得ております。

【社外取締役のサポート体制】更新

常勤の監査等委員である取締役は、社外取締役と定期的に情報・意見交換等を行い、連携を密にとることとしております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

１．取締役会は、取締役７名（うち監査等委員である取締役４名。監査等委員である取締役のうち社外取締役３名）で構成されており、原則として毎月１回の定例取締役会を開催しております。取締役会は、（１）経営全体の戦略等の策定、（２）執行側の適切な迅速・果断な意思決定を支える環境整備、及び（３）執行の監督を主要な役割・責務とし、これらを果たすために付議基準に掲げられた事項の他経営上の重要事項について審議・決議を行っております。
監査等委員会は、常勤１名、社外３名の計４名の監査等委員である取締役で構成され、原則として毎月１回の定例監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査を主要な役割・責務とし、かかる監査の実効性を図るため、監査等委員である取締役は、必要に応じて取締役会等の重要な会議に出席し意見を述べる他、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役等からその職務状況を聴取し、さらには業務執行に関わる重要な文書の閲覧を何時においてもできるものとしております。

２．当社は、経営の透明性・公正性を確保し、経営の執行に対する実効的な監督及び監査を行うためには社外取締役の役割が重要と考え、取締役７名のうち社外取締役を３名選任しております。
社外取締役奥野信宏氏は、経済学に関する広汎かつ専門的な知識と産官学界にわたる深い造詣に基づいて、当社の経営に幅広い見地から助言・提言を行っております。当社は、同氏が理事を務める学校法人梅村学園に対し学術研究助成のため寄付を行っておりますが、その寄付額は僅少であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断したため、概要の記載を省略しております。その他当社と同氏との間に利害関係はありません。社外取締役成田龍一氏は、弁護士として培われた豊富な経験と幅広い知識に基づいて、主としてコンプライアンスを確保するための助言・提言を行っております。当社と同氏との間に利害関係はありません。社外取締役鬼頭肇氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、税務の専門家として培われた豊富な経験と幅広い知識に基づいて、主として経営管理の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。当社と同氏との間に利害関係はありません。
当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針について定めておりませんが、それぞれ証券取引所の定める独立役員の要件を充たすこと、会社法の定める社外性の要件を充たすこと、及び専門的知識に基づいて客観的な立場から社外取締役としての職務を行うことから、一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、十分な独立性を確保できていると考えております。
また、社外取締役は、常勤の監査等委員である取締役とともに定期的に会合を開き情報・意見交換等を行っている他、直接又は間接的に内部監査室、会計監査人と定期的な情報・意見交換等を行うことで緊密な連携を保ち、監督及び監査の有効性・効率性を高めております。
なお、当社と各社外取締役との間で、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

３．その他業務執行に対する監査に関する体制として、次のような体制を整備しております。
代表取締役社長直轄の組織として室長他２名からなる内部監査室を設け、年度内部監査計画に基づき、当社及び子会社について、営業・業務・管理に関する諸活動その他組織・制度の運用について、法令及び諸規程・業務マニュアル等の遵守状況並びに合理性について内部監査を実施しております。
会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。平成28年３月期において会計監査業務を執行した公認会計士は宮本正司氏及び岸田好彦氏であり、その他監査業務に係る補助者は公認会計士15名、その他11名であります。
かかる監査等委員会による監査、内部監査及び会計監査を効果的に実施するため、監査等委員である取締役、内部監査人、会計監査人は定期的に情報・意見交換等を行い、連携を密にとることとしております。

４．当社は、執行役員を各本部における経営の執行の最高責任者として位置づけ執行責任を明確化するとともに、広範な裁量を付与することで経営の機動性を高めております。
また、当社及び子会社における経営上の重要な事項につきましては、取締役、執行役員で構成され、原則として定例取締役会の前に開催される経営戦略会議にて幅広い議論を行うことで取締役会の充実した議論に繋げ、取締役会における迅速・果断な意思決定を図っております。
さらに、執行役員を兼ねる営業系の本部長が参加する代表取締役専務主催の本部長会議を原則として毎月１回開催し、各本部のミッションの進捗の監督の他、本部間の営業戦略的連携を図るとともに本部長による営業戦略提案の推奨・検証・支援を行うことで取締役会の充実した議論に繋げ、取締役会における迅速・果断な意思決定を図っております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、次のような企業統治の体制を整備しております。
コンプライアンスに関するものとして、コンプライアンス委員会を中心としてコンプライアンス体制を整備しております。コンプライアンス委員会は、社内委員２名及び社外委員２名で構成され、原則として半期に１回開催されており、取締役会によるコンプライアンスに関する事項の諮問に対し答申を行う他、内部通報制度を管理運営し、取締役会による業務執行機関に対する監督、指導・助言に繋げ、当社におけるコンプライアンスの徹底を図っております。
内部統制に関するものとして、内部統制委員会を中心として内部統制体制を整備しております。内部統制委員会は、最高統括責任者として代表取締役社長、委員長として企画管理本部長、常勤委員、その他必要に応じて招集される非常勤委員で構成され、原則として四半期に１回開催されており、経営者の指示のもと有効な内部統制の具体的整備及び運用を通じて、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、及びコンプライアンスを確保し、当社の持続的成長と企業価値の向上を図っております。
リスク管理に関するものとして、全社的なリスク管理体制を整備しております。具体的には、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害する様々なリスクを３段階に分類し、それぞれに対応して対策本部・担当部署・責任者の役割を定め、適切かつ効果的な対処を行うことにより、リスクの顕在化に伴う損失を防止して当社の持続的成長と企業価値の向上を図っております。なお、リスクとしては（１）外部環境に関するものとして自然災害・事故、犯罪、行政、（２）業務活動に関するものとして商品・技術・サービス、仕入先、販売先、人事労務、情報・システム、財務・経理、資産保全、環境保全、法務・コンプライアンス、（３）内部環境に関するものとしてガバナンス、（４）海外に関するものとして海外拠点有事、（５）その他を想定しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社は、経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、取締役会の監督機能を強化することにより経営の透明性・公正性を確保するため監査等委員会設置会社を採用しております。また、経営の機動性を高め、執行責任を明確化するため執行役員制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	証券代行会社に集中日が想定される日付を確認して、その日を避ける形で開催日の決定をしております。
その他	当社ホームページにおいて、株主総会の招集通知及び決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の頻度で、個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの個別対応を積極的に行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいて、決算財務状況、決算説明資料、プレスリリースなど、投資家の皆様に必要な情報の開示に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRについては、企画部 広報課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「企業行動についてのガイドライン」を制定し、会社及び社員の日々の行動に関する規範を定めておりますが、そのガイドラインにおいてステークホルダーの尊重を明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では本社及びエンジニアリング事業本部においてISO14001を取得するなど、環境保全活動を積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動についてのガイドライン」において、当社の透明性を確保するよう明示しております。
その他	当社では、育児・介護休業制度の整備など女性が働きやすい環境づくりに取り組んでおります。また、現在のところ役員に女性は存在しておりません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)経営理念を敷衍した企業行動憲章や行動規範、倫理規範を明示した「企業行動についてのガイドライン」を定め、その浸透に努めております。
(2)コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会において取締役及び使用人のコンプライアンス状況を把握し、問題がある場合は取締役会に答申する体制を整備しております。また、その一環として内部通報規程を定め、社内外に設置した内部通報窓口を通じて法令違反、企業倫理違反等の情報を入手し、コンプライアンス委員会により適切に対応する体制を整備しております。
(3)社長直轄の組織として内部監査室を設置し、会社の業務及び財産の実態を監査し、不正・過誤の防止に努めております。
(4)「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及びそれに基づく反社会的勢力対応規程により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、また不当要求に対し会社として一切応じないことを定め、その浸透に努めております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役会等重要な会議の意思決定その他取締役の職務執行に係る情報につき適正に記録し、さらに文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理を行っております。
(2)内部情報管理規程及び情報セキュリティポリシーを定め、情報管理体制・方法等を明確にすることにより、取締役の職務執行に係る情報が不正に利用されないよう適正に管理を行っております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)信用、品質、工事安全、システム、業務、自然災害など個別に規程・マニュアルを設け、関係部門にてリスク管理を行っております。
(2)リスク管理規程を定めリスク管理体制を整備し、当社の経営を阻害する様々なリスクに対し適切かつ効果的な対処を行い、リスクの顕在化に伴う損失の防止を図っております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)業務分掌規程、職務権限明細表等社内規程を整備し、取締役の権限及び責任を明確にしております。
(2)経営上の重要な事項については、取締役、執行役員をメンバーとする経営戦略会議を開き、そこにおいて幅広い議論を行うことで取締役会の充実した議論に繋げ、職務の効率性を確保しております。

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)企画管理本部において、グループ全体の中期経営計画、年度計画の進捗状況を管理しております。
(2)グループ全体に影響をおよぼす重要な事項については、子会社役員を兼務する取締役を含め執行役員以上の役員が参加する経営戦略会議を通して慎重に審議を行い、意思決定する体制をとっております。
(3)関係会社管理規程を定め、子会社及び関連会社の重要な事項に関しては、当社の承認、もしくは当社への報告を必要とし、さらには当社の内部監査室による監査を通じて業務の適正を確保しております。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、基本方針、関連規程等を定めるとともに、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備しております。
(2)内部統制に関する最高統括責任者である経営者の指示のもとで適正に運用を行っており、また定期的に有効性の評価を行い、不備がある場合には是正を図っております。

7．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会との協議の上、合意する人選を行って配属するものとしております。

8．前号の取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の業務の実施に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から指示、命令を受けないこととしております。
(2)使用人の人事異動、評価等人事権に係る事項に関して、事前に監査等委員会に報告し、その判断を最大限尊重することとしております。

9．当社及び子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、さらには関係資料を何時においても閲覧できるものとしております。
(2)当社及び子会社の取締役・使用人等は、監査等委員会が選定する監査等委員の要求に従い、又は自ら自己の職務の執行状況を監査等委員会に報告するものとしております。
(3)取締役・使用人等が監査等委員会に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないものとしております。

10．監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の遂行上必要と認められる費用又は債務の処理については、予め予算を計上する他、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に会社に償還を請求することができるものとして、監査等委員の職務執行の実効性を確保しております。

11．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、相互に十分な情報・意見交換を行うとともに、会計監査人・内部監査室と緊密な連携を保ち、さらには代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要事項について相互認識を深めることにより、監査等委員会の監査の実効性を確保しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及びそれに基づく反社会的勢力対応規程により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、また不当要求に対し会社として一切応じないことを定め、その浸透に努めております。

◆反社会的勢力への対応に関する基本方針

明治電機工業株式会社グループ（以下、「当社」という。）は、事業を行うにあたり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19 年6月19 日 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）及び関係法令に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会の発展を妨げる反社会的勢力による被害を防止するために、以下のとおり「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、これを遵守し、反社会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

1. 組織としての対応
当社は、反社会的勢力の不当要求に対し、経営トップ以下組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。
2. 外部専門機関との連携
当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、都道府県暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引を含めた一切の関係遮断
当社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 情報の隠蔽や裏取引、資金提供の禁止
当社は、反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、情報を隠蔽したり、そのための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策であるとの考え方から、経営の効率化を進めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示体制
当社は、株主及び一般投資家をはじめとする利害関係者への情報開示を徹底し、透明性を確保するため、適時・適切な情報開示を適確に行える体制を構築しております。そのための社内管理体制の一環として内部情報管理規程を制定し、事業推進の中心的役割を担う役員及び個々の従業員に対し、全社会議等の場や社内報を通じ、事業の状況・経営環境に関する重要な情報・その他事業に大きな影響を与える事実など適時開示の対象となる重要情報について周知徹底を図っております。

2. 適時開示担当部署
企画部 広報課

3. 適時開示手続き
(1)決定事実に関する情報
内部情報総括管理責任者は、重要事実を確認次第、経営戦略会議に付議し、決議された事実について適時開示の必要性の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し、取締役会の承認を得て開示を行います。

(2)発生事実に関する情報
該当事実が発生した場合、現場責任者は直ちにリスク管理担当部署に報告し、リスク管理担当部署の責任者は企画管理本部長と協議の上、リスクのレベル(E-1、E-2、E-3)を決定いたします。E-1、E-2に判定された事実については、代表取締役社長に報告するとともに対策本部を設置し、対応等を協議し、対応策を現場責任者に指示いたします。また、内部情報総括管理責任者は、リスク管理担当部署より報告を受けた事
実について、代表取締役社長に報告すると共に、開示すべき情報か判断し、開示すべきと判断した情報については、広報課に開示文書の作成及び開示の指示を行い、広報課が適時適正に開示いたします。
※E－1:会社経営に著しく重大な影響のあるもの。E－2:会社経営に重大な影響のあるもの。E－3:会社経営に対する影響の小さいもの。

(3)決算等に関する情報
企画管理本部の各部署が共同して、決算等開示資料(決算短信、四半期決算短信、業績予想修正、配当予想修正等)を作成し、経営戦略会議、取締役会に付議いたします。取締役会承認後、広報課により開示を行います。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）

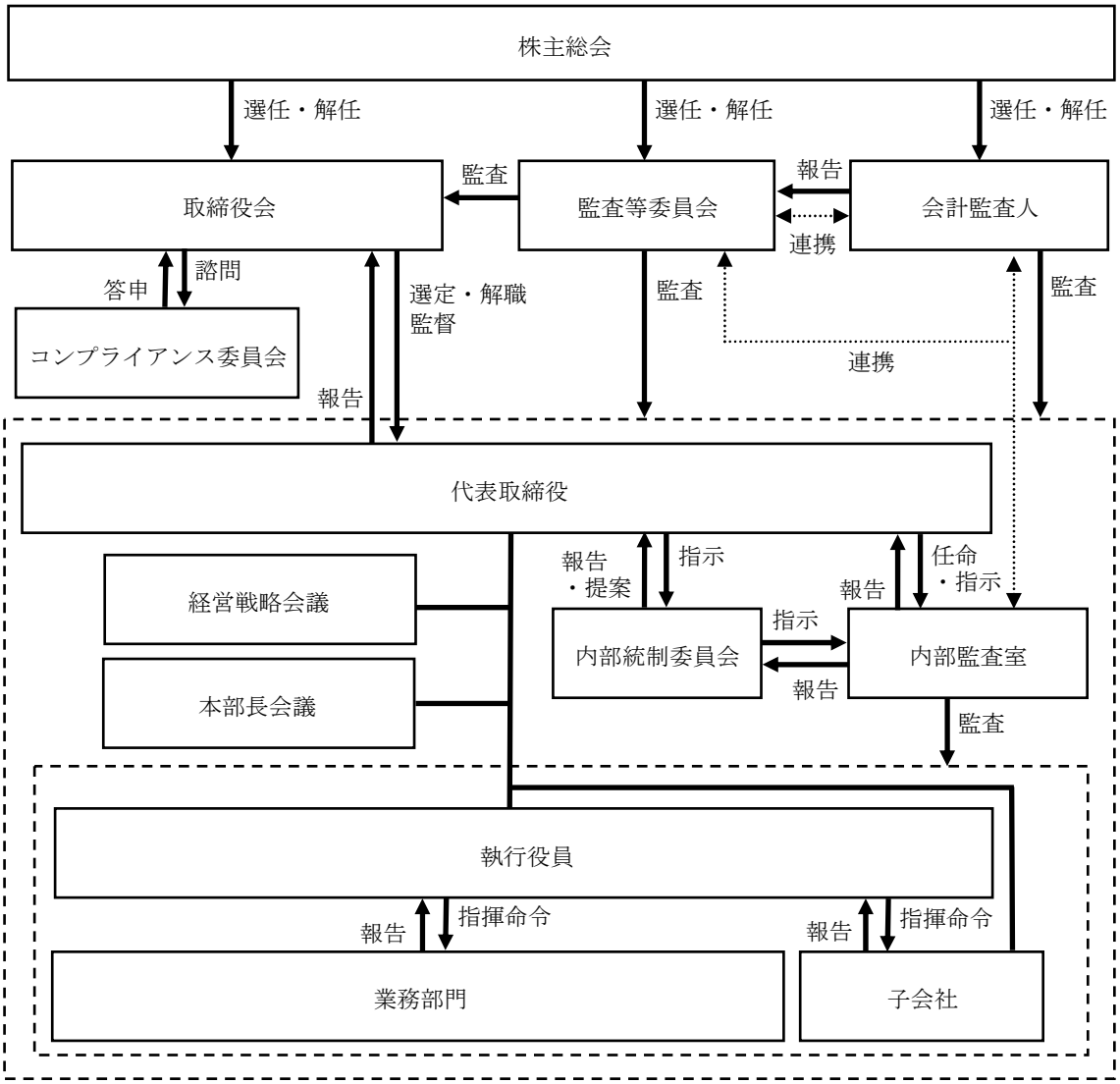

適時開示体制（模式図）

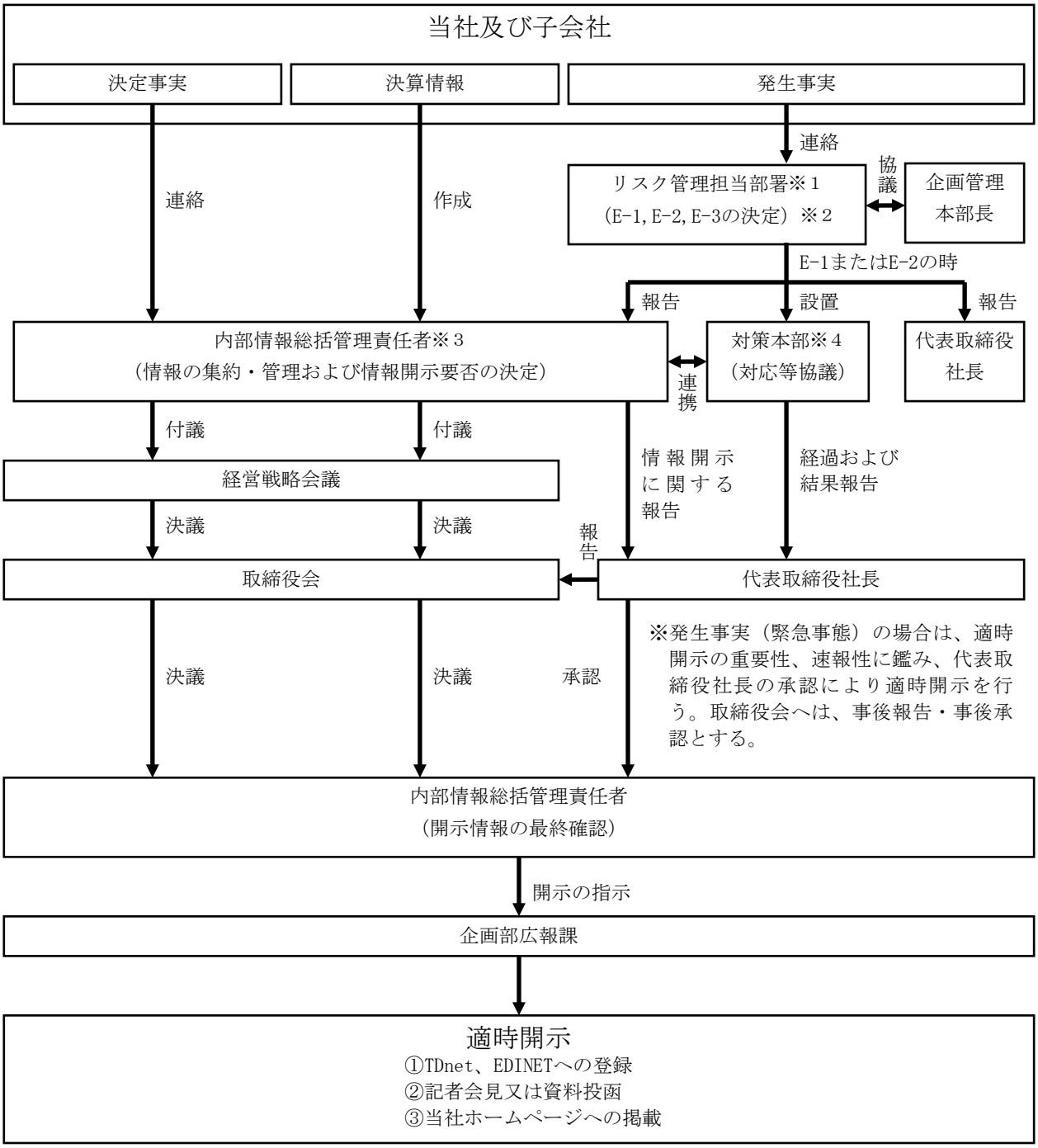

※１．リスク管理担当部署：管理部総務課
　　リスク管理担当部署責任者：管理部長

※２．Ｅ－１：会社経営に著しく重大な影響のあるもの
　　Ｅ－２：会社経営に重大な影響のあるもの
　　Ｅ－３：会社経営に対する影響の小さいもの

※３．内部情報総括管理責任者：企画部長

※４．対策本部構成員
- 対策本部長（Ｅ－１：代表取締役社長　Ｅ－２：企画管理本部長）
- 関連部署の本部長
- 管理部総務課、企画部広報課
- その他対策本部長が指定する者